

高温対策等園芸産地育成緊急支援事業実施要領

令和8年3月11日決裁

第1 事業の目的

高温や資材及び燃油価格の高騰の影響を受ける県内園芸産地に対して、高温対策技術及び省エネルギー対策技術の導入のための費用を支援する。

第2 事業の内容

本事業の事業実施主体は別表1に掲げるとおり、事業参加者は別表2に掲げるとおり、事業内容、補助対象、補助率及び補助額上限等は別表3に掲げるとおり、補助対象経費は別表4及び別表5に掲げるとおり、配分基準は別表6に掲げるとおりとする。

なお、別表3に定める事業においては、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額は補助対象としない。ただし、消費税法第60条の特例に該当する事業実施主体はこの限りでない。

第3 事業の目標年度

本事業の目標年度は、令和9年度とする。

第4 事業の実施等の手続き

1 実施計画の承認

- (1) 事業参加者は、様式第1号により事業実施計画書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業参加者の計画をとりまとめ、様式第2号により事業実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、(2)に基づき事業実施計画の提出があった場合、別表1～5に掲げる項目を審査の上、これをすべて満たす場合に限り、事業実施計画を承認し、様式第3号により事業実施主体に通知するものとする。

2 実施計画の変更

事業実施主体は、事業の内容について次に掲げる変更を行おうとする場合、1に準じて知事の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業参加者の変更
- (3) 事業費の30%を超える増または補助金の増
- (4) 事業費又は補助金の30%を超える減

3 事業の着手

事業の着手（見積合わせ及び発注を含む。）は、原則として、補助金交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、あらかじめ、その理由を明記した様式第4号の交付決定前着手届を1に準じて知事に提出するものとする。

なお、事業参加者又は事業実施主体は、交付決定前に事業の着手を行う場合にあつては、事業内容が適格となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。また、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、事業参加者又は事業実施主体が負担するものとする。

第5 助成

知事は、予算の範囲内において別表3に定める事業に要する経費について、別表3に定める補助率・補助額上限の範囲内において補助をするものとする。

県からの補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。

第6 証拠書類等の保管

1 事業参加者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、事業実施主体又は知事から求めがあった場合には、提出しなければならない。

(1) 機器・資材を導入したこと、環境整備が完了したことが確認できる書類

ア 見積書、納品書、発注書（予約注文書を含む。）、リース契約書、工事完了書、請求書、領収書等

イ その他必要となる書類

(2) 技術の導入、環境整備を実施するは場の場所がわかる書類

ア ブルーマップ、eMAFF農地ナビ情報等（インターネット地図の印刷でも可）

2 事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、知事等から求めがあった場合には、提出しなければならない。

(1) 別表3に定める事業1～2の実施に係る書類

ア 事業参加者から提出された書類の写し

イ 交付金の事業参加者への配分実績等、事業実施に関する書類

(2) 別表3に定める事業3の実施に係る書類

ア 会場借料、旅費等事業の実施に要した経費の領収書等の写し

イ 契約書、業務日誌等人件費算定の根拠となる書類の写し

第7 事業実施状況の報告等

1 実施状況報告

事業実施主体は、目標年度である令和9年度の実施状況を、様式第5号により、令和10年の8月末日までに第4の1に準じて、知事に提出するものとする。

2 その他の報告

知事は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業についての報告を求めることができるものとする。

第8 書類の経由

事業実施主体が知事に提出する書類は、農林振興センターを通して生産振興課に提出することとする。

第9 その他

事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年3月11日から施行する。

別表 1

事業実施主体は、次のとおりとする。

| 事業実施主体 |
|----------------------------|
| 市町村 農業協同組合 地域農業再生協議会 |

別表 2

事業参加者は、次のとおりとする。

| 事業参加者 |
|---|
| <p>事業参加者は、次に掲げる全てに該当する者とする。</p> <p>(1) 県内のほ場において、野菜類、花き類、果樹類の園芸作物を生産・販売している県内農業者又は県内に事業所等を置く法人。</p> <p>(2) 高温対策・省エネルギー対策技術の導入もしくは高温対策のための環境整備に取り組むこと。</p> <p>(3) 国及び地方公共団体、農業協同組合その他これに類する法人（ただし農事組合法人を除く。）に該当しないこと。</p> <p>(4) 事業実施年度以降も営農を継続すること。</p> |

別表 3

事業内容、補助対象、補助率、補助額上限等は次のとおりとする。

(施設園芸)

| 事業の種類 | 事業内容 | 補助対象 | 補助率 | 補助額上限 | 補助対象者 |
|------------------------|------------|----------------|-----------|----------------------|--------------------|
| 1 高温対策・省エネルギー対策技術の導入支援 | ①冷却技術導入 | ミスト、ダクトファン等 | 事業費の1/2以内 | 1 事業参加者当たり 250 万円 | 事業参加者 (詳細は別表 2) |
| | ②夜間冷却技術導入 | ヒートポンプ等 | | | |
| | ③遮光・保温技術導入 | 遮光資材、保温資材の導入 | | 1 事業参加者当たり 250 万円 | |
| | ④遮熱技術導入 | 遮熱資材の設置（外張の設置） | | | |
| 2 高温対策のための環境整備支援 | ⑤既存施設の環境改善 | 高軒高化工事、外気導入工事 | | 1 事業参加者当たり 500 万円 | |

(露地園芸)

| 事業の種類 | 事業内容 | 補助対象 | 補助率 | 補助額上限 | 補助対象者 |
|------------------------|-----------|--------------------|-----------|----------------------|--------------------|
| 1 高温対策・省エネルギー対策技術の導入支援 | ⑥遮光技術導入 | 遮光資材（トンネルがけ利用等）の導入 | 事業費の1/2以内 | 1 事業参加者当たり 250 万円 | 事業参加者 (詳細は別表 2) |
| | ⑦光反射技術導入 | 白黒マルチ、タイバック等の導入 | | | |
| 2 高温対策のための環境整備支援 | ⑧かん水環境の改善 | かん水装置の導入 | | 1 事業参加者当たり 250 万円 | |

※ 1 事業参加者当たりの補助額下限は 15 万円とし、上限は最大 1,000 万円とする。
(施設園芸作物、露地園芸作物を含めた合計)

(産地育成)

| 事業の種類 | 事業内容 | 補助対象 | 補助率 | 補助額上限 | 補助対象者 |
|---------|----------------|-----------------------|-----|----------------|--------------------|
| 3 事業推進費 | 事業推進に必要な経費の補助。 | 対象経費の詳細は別表5に定めるものとする。 | 定額 | 事業参加者への総補助額の2% | 事業実施主体 (詳細は別表1) |

別表4

別表3に定める事業の種類1～2の補助対象経費は、事業の実施に当たり、次の経費のうち必要不可欠な経費であって県が認めるものとする。

また、リース事業の考え方については別紙1に定めるところにより取り扱うものとする。

なお、事業参加者の補助対象経費に、自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分(施工を含む)がある場合、利益等の排除を行った額を補助対象とする(利益等排除の考え方は別紙2のとおりとする)。

| 事業の種類 | 補助対象経費 | 補助対象外 |
|------------------------|---|---|
| 1 高温対策・省エネルギー対策技術の導入支援 | 導入する機器・資材代、設置のために必要な工事費(本体工事費、電気設備工事費、設計費、運搬費、機械器具費、機材費、現場管理費、作業員の交通費・宿泊費等)等。リースによる導入も可。 【既存の機器・資材がある場合の取扱】 既存の機器・資材よりも機能向上が図られる場合は対象とする。 | 中古の機器、廃棄・撤去費、消耗品等購入費、キュービクル(受電設備)等。 「諸経費」や「工事雑費」等の内容が明らかでないもの。 |
| 2 高温対策のための環境整備支援 | (施設園芸作物) 部材費、整備のために必要な工事費(本体工事費、電気設備工事費、設計費、運搬費、機械器具費、機材費、現場管理費、作業員の交通費・宿泊費等)、換気改善に伴う防虫ネット(設置費含む)等。 (露地園芸作物) かん水装置一式、貯水タンク、ポンプ、井戸掘削費、井戸フィルター、整備のために必要な工事費(本体工事費、電気設備工事費、設計費、運搬費、機械器具費、機材費、現場管理費、作業員の交通費・宿泊費等)等。 ※かん水装置の設置及び井戸の掘削にあたっては、整備するほ場を所管する市町村など行政機関に確認を行い、必要な許可の取得や手続き等を行うこと。 | 中古の機器、廃棄・撤去費、消耗品等購入費、パット&ファン等。 「諸経費」や「工事雑費」等の内容が明らかでないもの。 |

※ 第2に定めるとおり、本事業においては、消費税等相当額は補助対象としない。

事業計画時に当たっては参考見積書1者を徴取し事業計画書に添付すること。
また、事業の実施に当たっては自身で3者以上の見積合わせを行い、事業完了後に事業実績報告書に3者以上の見積書を添付すること。

別表 5

別表 3 に定める事業の種類 3 の補助対象経費は、事業実施主体の事業推進に当たり、次の経費のうち必要不可欠な経費であって県が認めるものとする。

| 費目 | 細目 | 内容 | 注意点 |
|------|-------|---|---|
| 賃金等 | | 事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 | 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 |
| 事業費 | 会場借料 | 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 | 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。 |
| | 通信運搬費 | 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 | 電話等の通信費については、基本料を除く。 |
| | 印刷製本費 | 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費 | |
| | 消耗品費 | 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ USB メモリ 等の低廉な記録媒体 | 机・いす、パソコン等の本事業以後も長く使用できる消耗品は除く。 |
| 旅費 | 普通旅費 | 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、会議、打合せ、現地確認等の実施に必要な経費 | |
| 雑役務費 | 手数料 | 事業を実施するために直接必要な振込手数料 | |

※ 第 2 に定めるとおり、本事業においては、消費税法第 60 条の特例に該当する事業実施主体を除き、消費税等相当額は補助対象としない。

別表 6

要望額が予算を超過した場合の配分基準は、次の配慮すべき事項への取組数が多い事業参加者から優先採択する。

| 配慮すべき事項 | |
|---------|--|
| 1 | 認定農業者または認定新規就農者に認定されている。 |
| 2 | 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）で担う者に位置づけられている。 |
| 3 | 環境負荷低減事業活動実施計画の認定（みどり認定）を受けている。 |
| 4 | スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）の認定（スマート認定）を受けている。 |
| 5 | 収入保険、農業共済（本事業により機械・設備を導入するハウスが補償の対象であること）、野菜価格安定制度（事業対象作物が補償の対象であること）のいずれかに加入している。 |
| 6 | S-GAP等のGAP認証を取得している。 |
| 7 | 県農業支援課が主催する経営力向上に向けた講習会を平成29年度以降に修了している。 |

別紙 1

機器等をリース導入する場合

- 1 機器等のリース期間は、法定耐用年数以内とする。
- 2 リースによる導入に対する補助額（以下「リース料補助額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料補助額」＝「リース機器導入価格※（税抜き）」×補助率（1/2 以内）

ただし、当該リース機器のリース期間を当該リース機器の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式によるものとする。

さらに、当該リース機器に係るリース期間を当該リース機器の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

※リース機器導入価格：機器代、設置工事費等を含む（別表 4 のとおり）。

$$\begin{aligned} \text{「リース料補助額」} &= \text{「リース機器導入価格（税抜き）」} \div \text{「法定耐用年数」} \\ &\quad \times \left(\text{「リース期間」} \right) \times \text{補助率（1/2 以内）} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{「リース料補助額」} &= \left(\text{「リース機器導入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」} \right) \\ &\quad \times \text{補助率（1/2 以内）} \end{aligned}$$

別紙 2

補助事業における利益等排除の考え方について

補助事業において、補助対象経費の中に事業参加者の自社製品の調達又は関連会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業参加者の利益等相当分が含まれることは、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 事業参加者の自社内から調達を行う場合

調達金額の多寡にかかわらず、次のとおり利益排除が行われていること。

- (1) 経費の計上には、製造原価又は仕入原価を用いる。事業参加者において、原価の証拠書類等が明らかにできない場合は、製造部門の責任者名によって、製造原価証明書を作成する。
- (2) カタログ商品等一般に販売している商品で、製造原価又は仕入原価を示せない正当な理由がある場合は、下記2の100%子会社等から調達を行う場合と同様とする。

2 100%子会社等から調達を行う場合

事業参加者が、100%子会社、孫会社等又は親会社から調達を行う場合その金額は利益を排除した額で計上されていること。なお、利益排除を行う方法については3の留意事項(1)を原則とし、3(1)が採用できない場合は3(2)、3(2)が採用できない場合は3(3)を適用する。

3 留意事項

(1) 期間中の変更について

期間中に出资比例が変動して、新たに100%子会社等となった場合又は100%子会社等ではなくなった場合、出资比例変更日以降から、計上方法を変更する。

(2) 一般競争入札による調達の場合

100%子会社等を含まない2者以上の応札の結果、100%子会社等が落

札した場合は、利益排除は不要である。

(3) 一般競争入札以外の方法による調達の場合

ア 相見積もりをとらない場合

利益相当分を排除した額を計上するとともに、相見積もりをとらない理由を明確にし、価格の妥当性について説明が必要である。

イ 相見積もりをとったが、その結果よりも子会社等からの調達価格が下回る場合

100%子会社等を含まない2者以上の相見積もりを他にとった場合、100%子会社等の調達価格が他の価格を下回った場合は、利益排除は不要である。